

(様式 3 号)

石川県松くい虫被害対策県営事業 委託契約約款

(総 則)

第 1 条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。)に従い、これを履行しなければならない。

2 この約款及び設計図書に特別の定めがある場合又は、発注者と受注者との協議がある場合を除き、海岸部等にある高度公益機能森林等で発生する松くい虫被害に対して、薬剤の散布及び注入による予防並びに被害木の伐倒駆除による適切な処理(以下「成果物」という。)を行うために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めることができる。

(業務工程表)

第 2 条 受注者は、この契約締結後 7 日以内に設計図書に基づく工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

第 3 条 受注者は、この契約の締結と同時に、業務委託料の 10 分の 1 以上の額を納付しなければならない。ただし石川県財務規則により契約保証金を免除される場合がある。

(権利義務の譲渡等)

第 4 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、成果物及び第 28 条第 2 項の規定による部分払いのための確認を受けた材料を第三者に譲渡し、貸与し又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委任又は再委託の禁止)

第 5 条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(特許権等の使用)

第 6 条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその実施方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(調査職員)

第 7 条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の現場代理人に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の現場代理人との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人)

第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う現場代理人を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(現場代理人等に関する措置請求)

第9条 発注者又は調査職員は、現場代理人、その他受注者が業務を実施するために使用している労働者等で、業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に書面により、発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を採るべきことを求めることができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を受理した日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(材料の品質及び検査等)

第11条 業務の材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、その品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において調査職員の検査を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

3 調査職員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、業務現場内に搬入した材料を調査職員の承諾を受けずに業務現場外に搬出してはならない。

6 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された材料については、遅滞なく業務現場外に搬出しなければならない。

(調査職員の立会い及び業務記録の整備等)

第12条 受注者は、設計図書において調査職員の立会い、又は検査に合格した上実施するものと指定された作業種については、当該立会い、又は検査を受けて実施しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により必要とされる調査職員の立会い、又は検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において定めた業務用写真等の記録を整備し、調査職員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

3 調査職員は、受注者から第1項の立会い又は検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。調査職員が正当な理由なくして受注者の求めに応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、書面により調査職員に通知した上、当該立会い、又は検査を受けることなく業務を実施することができる。この場合において、受注者は、当該業務の実施を適切に行ったことを証する業務写真等の記録を整備し、調査職員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第13条 発注者から受注者へ支給する業務材料(以下「支給材料」という。)の品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は設計図書に定めるところによる。

2 発注者又は調査職員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いの上、検査して引渡さなけ

ればならない。この場合において、当該検査の結果、その品質又は規格、若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認められたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者又は調査職員に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知(調査職員に対する通知を含む。)を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。

5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明示した書面により当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第16条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡し場所又は引渡し時期を変更することができる。この場合においては、第16条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

7 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

8 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適當ではないと認めるときは、直ちに書面によりその旨を調査職員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。

9 受注者は、業務の完了、業務内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、調査職員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の改造義務)

第14条 受注者は、業務の実施が設計図書に適合しない場合において、調査職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が調査職員の指示による等、発注者の責めに帰すべき理由によるときは、第16条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面により、その旨を調査職員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書と業務現場の状態とが一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと。(図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤謬、又は脱漏があることを含む。)
- (3) 業務現場の状態が実施上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な実施条件が実際と相違すること
- (4) 設計図書で明示されていない実施条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 調査職員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を受注者に通知しなければならない。

3 第1項の事実が発注者と受注者の間において確認された場合、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、業務内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

(1) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し、業務内容を変更する場合で成果物の変更を伴うものは発注者が行う。

(2) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し、業務内容を変更する場合で成果物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

(3) 第1項第2号に該当し、設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

4 前項の規定により業務内容を変更、又は設計図書の訂正がなされた場合においては、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して履行期間及び委託料を変更しなければならない。

5 受注者は、次号のいずれかに該当するときは、10日以内に発注者に通知して業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。ただし、発注者がその期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(1) 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。

(2) 第3項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に業務内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。

(業務の変更、中止等)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により通知し、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、履行期間若しくは委託料を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

2 履行期間又は委託料の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 発注者は、第1項の場合において、受注者が業務の続行に備え業務現場を維持し、又は労

働者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

4 天災その他の不可抗力により、業務現場の状態が変動したため、受注者が業務を実施できないと認められるときは、発注者は、第1項の規定により、業務の全部又は一部の実施を中止させなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第17条 受注者は、天候の不良等その責めに帰すことができない理由又はその他の正当な理由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対してその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めなければならない。

2 発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第18条 発注者は、特別な理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面により履行期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めなければならない。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者と協議の上、通常必要とされる履行期間の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して委託料を変更しなければならない。

(臨機の措置)

第19条 受注者は、災害防止のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ調査職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに調査職員に通知しなければならない。

3 調査職員は、災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲内において負担することが適当ではないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発

注者と受注者が協議して発注者の負担額を定めるものとする。

(一般的損害)

第 20 条 成果物の引渡し前に、成果物、又は材料について生じた損害、その他業務の実施に関して生じた損害(次条第 2 項又は第 22 条第 1 項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、災害保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者と受注者とが協議して発注者の負担額を定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第 21 条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項の場合、その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第 22 条 気象又は人為的な事象であつて、発注者と受注者との双方の責めに帰すべからざるもの(以下「天災その他の不可抗力」という。)により、業務の出来形部分、現場搬入済みの材料又は機械道具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の義務を怠ったことに基づくもの及び、災害保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。(以下、本条において同じ。))の状況を確認し、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面をもって委託料の変更又は損害額の負担を求めることができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から委託料の変更又は損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、又現場搬入済みの材料若しくは機械器具であつて、第 11 条第 2 項、第 12 条第 1 項又は第 28 条第 2 項の規定による検査又は立会い、その他受注者の業務に関する記録等により確認しうるものに係る額に限る。以下、本条において「損害額」という。)のうち、委託料の 100 分の 1 を越える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各項に掲げる損害につき、それぞれ当該各項に定めるところにより、発注者と受注者とが協議して定める。

(1) 業務の出来形部分に関する損害については、損害を受けた出来形部分に相応する委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 材料に関する損害については、損害を受けた材料に相応する委託料とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 機械器具に関する損害については、損害を受けた機械器具について、当該業務で償却

することとしている償却費の額から、損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により、損害額が累積した場合における第 2 次以降の天災その他の不可抗力による委託料の変更又は損害額の負担に係る第 4 項の規定の適用については、同項中「当該損害の額」と「委託料 100 分の 1 を超える額」あるいは「委託料の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」とする。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場において、発注者が負担すべき額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(委託料の変更に代える業務内容の変更)

第 23 条 発注者は、第 6 条、第 13 条から第 20 条まで及び第 22 条の規定により委託料を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、委託料の増額の全部又は一部に代えて業務内容を変更することができる。この場合において、変更すべき業務内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第 24 条 受注者は、業務が完了したときはその旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が書面により成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、委託料の支払いの完了と同時に、当該成果物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項に規定を準用する。

(委託料の支払い)

第 25 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、書面により委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき理由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の

日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前金払)

第 26 条 受注者は、契約金額が 200 万円以上で、かつ、履行期間が 3 ヶ月以上の場合に限り、業務の完了前に委託料の 10 分の 3 以内の前払金を発注者に請求することができる。

2 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 業務内容の変更その他の事由により、委託料が当初の委託料の 3 分の 1 以上増額した場合において、受注者は、その増額後の委託料の 10 分の 3 以内から受領済みの前払金額（以下「前払金額」という）を差し引いた額以内の前払金を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 業務内容の変更その他の事由により委託料が当初の委託料の 3 分の 1 以上を減額した場合において、発注者が返還を求めたときは、受注者はその減額のあった日から 30 日以内に、受領済みの前払金額から減額後の委託料の 10 分の 3 以内を差し引いた額を返還しなければならない。ただし、受注者は、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者に対し異議を申し出ることができる。この場合においては、発注者と受注者とが協議して返還額を定めるものとする。

5 発注者は、受注者が前項の期間内にその額を返還しないときは、その未返還額につき、延滞期間の日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で、受注者に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

(前払金の使用)

第 27 条 受注者は前払金を、この材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労務者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第 28 条 受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分並びに業務現場に搬入した材料(調査職員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したもの、調査職員の検査を要しないものにあつては、設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 4 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただしこの請求は履行期間中、契約書記載の回数を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分、又は業務現場に搬入した材料の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 前払金の支払いを受けている場合においては、第 1 項の規定により請求することができる

額は、次の式により算定するものとする。

$$\text{部分払いをする額} \leq \text{委託料相当額} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{委託料}} \right]$$

4 受注者は、第 2 項の規定による確認があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は当該請求のあった日から起算して 14 日以内に部分払い金を支払わなければならない。

5 前項の規定により部分払い金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額から既に部分払いの対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(第三者による代理受領)

第 29 条 受注者は、発注者の承諾を得て、委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により、受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払い請求書に、当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対し、第 25 条(前条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する業務の中止)

第 30 条 受注者は、発注者が第 26 条、第 28 条又は第 29 条において準用する第 25 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めて、その支払いを求めたにもかかわらず、支払いをしないときは業務の全部又は一部の作業を一時中止することができる。この場合においては、受注者は直ちにその理由を明示した書面により、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 前項に関して受注者に損害が生じた場合は、第 16 条第 3 項の規定を準用する。

(部分引渡し)

第 31 条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の業務が完了したときについては、第 24 条及び第 25 条の規定を準用する。この場合においては、第 24 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、同条第 4 項及び第 23 条中「委託料」とあるのは、「指定部分に相応する委託料」と読み替えるものとする。

(瑕疵担保)

第 32 条 成果物に瑕疵があったときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、第 25 条第 2 項(第 31 条において準用する場合を含む。)の規定による委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の支払いを発注者に請求することが

できる。

(発注者の解除権)

第 33 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、履行期間内又は履行経過後、相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第 35 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア受注者(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、業務出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払いの対象となった材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を、受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 26 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第 29 条の規定による部分払いをしているときは、その部分払いにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前項の出来形部分の相応する委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

4 第 1 項規定により契約が解除された場合において、受注者は、委託料の 10 分の 1 に相当

する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第 34 条 発注者は業務が完了しない間は前条第 1 項の規定する場合のほか必要があるときは契約を解除することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたとはその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第 35 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(4) 受注者について刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（受注者の解除権）

第 36 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第 15 条第 5 項の規定により、業務の全部又は一部の実施を一時中止した場合において、業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

(2) 第 16 条第 1 項の規定により、業務内容を変更したため、委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(3) 第 16 条第 1 項の規定による業務の実施の中止期間が履行期間の 10 分の 5 を越えたとき。（中止が業務の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の業務が完了した後、3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。）

(4) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 第 33 条第 2 項並びに前条の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（解除に伴う措置）

第 37 条 契約が解除された場合においては、受注者は、次項から第 6 項までに定める措置をとらなければならない。

2 第 13 条の規定による貸与品があるときはこれを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が、受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第 13 条の規程による支給材料があるときは、業務の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が、受注者の故意若しくは過失により滅失し若しくはき損したとき、又は業務の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 業務現場等に、受注者の所有に属する材料、機械器具その他の物件(前 2 項の貸与品又は支給材料のうち、発注者に返還しないものを含む。)があるときは、これを搬出するとともに、業務現場等を原状に復して、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が、正当な理由なしに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は業務現場等を原状に復さないときは、発注者が受注者に代わって、当該物件を処分し、その他業務現場等を原状に復することができる。この場合において、受注者は、発注者の処分等について異議を申し出ることができないとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。

6 第 2 項から第 4 項までに規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が、第 33 条の規定による項の解除権の行使であるときは発注者が定め、第 34 条の規定による発注者の解除権の行使であるとき、又は第 35 条の規定による受注者の解除権の行使であるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(賠償の予約)

第 38 条 受注者は、この契約に関して、第 35 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。次項において同じ。)の 10 分の 3 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 35 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合であつて、不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。

2 受注者は、この契約に関して、第 35 条第 3 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する額のほか、業務委託料の 100 分の 5 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 35 条第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 第 35 条第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者で

あることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に石川県入札心得第 4 条の 3 の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 前 3 項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、発注者は、その構成員（共同企業体が既に解散しているときは、その構成員であった者。以下この項において同じ。）に賠償金を請求することができる。この場合において、構成員は、賠償金を共同連帯して発注者に支払わなければならない。

5 前各項の規定は、業務が完了した後においても適用する。

(補 則)

第 39 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。